

広報とやま 平成29年(2017年)5月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

事例

クレジットカード会社から20万円もの高額な請求があり、調べたところ、小学生の息子がオンラインゲームで有料コインを購入していたことがわかった。

以前、息子からゲームの会員登録に300円必要だと頼まれ、決済のためにクレジットカード番号を入力したことがあった。そのため、息子でも簡単に課金できてしまつたようだ。

遊び前に親子でルール作りを！



～子どもによるオンラインゲームの課金トラブルにご注意～

問消費生活センター ☎443-2047

保護者のクレジットカード情報が登録されているスマホやタブレットを子どもが使用して、オンラインゲームで高額請求を受けたという相談が後を絶ちません。オンラインゲームを利用する前に、仕組みをよく理解して、親子で遊び方を話し合いましょう。

保護者のみなさんへ

- ・子どもにインターネットに繋がる端末(スマホ、タブレット、ゲーム機など)を与える場合は、ペアレンタルコントロール(利用できる機能に制限をかけること)を設定しましょう。
- ・スマホなどの使用を許す場合は、子どもが安易に課金しないように注意しましょう。また、一時的に課金を許す場合でも、保護者が管理しやすい支払方法を選択し、利用明細などを定期的に確認しましょう。

▶▶▶消費生活センター相談受付時間…(土)(日)(祝)を含む毎日10:00~18:30(年末年始およびCiC休館日は除く)